

議 案 第 37 号

松戸市文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市文化ホール条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成25年12月3日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴い施設使用料を引き上げるとともに、映像関連機器の老朽化及び利用状況に鑑み、当該機器の使用料金に係る規定を廃止するため。

松戸市文化ホール条例の一部を改正する条例

松戸市文化ホール条例（昭和49年松戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

施設	単位（時間）	使用料金（円）
市民ギャラリー	1	1,130
市民ホール	1	2,260

備考

(1) 使用者が観覧料等を徴収して使用する場合の使用料（市長が特に認めた場合を除く。）

ア 観覧料等の額（2以上定められている場合は、そのうちの最も高い額をいう。以下同じ。）が1,200円未満の場合 この表に定める使用料の10割に相当する額を加えた額

イ 観覧料等の額が1,200円以上の場合 この表に定める使用料の20割に相当する額を加えた額

(2) 松戸市民以外の者が使用する場合の使用料 この表に定める使用料の10割に相当する額を加えた額

(3) 前号の者が第1号に該当する場合の使用料 同号において算定された額に、その額の10割の範囲内において市長が別に定める額を加えた額

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。